

平成22年9月10日
労働基準局労働条件政策課賃金時間室
(担当) 参事官 本多 則恵
主任中央賃金指導官 藤永 芳樹
副主任中央賃金指導官 伊津野信之
(電話代表) 03(5253)1111 (内線5531、5546)
(夜間直通) 03(3502)6758
(F A X) 03(3502)2604

報道関係者 各位

—平成22年度の地域別最低賃金の答申—

～ 全国加重平均額は730円に ～

平成22年8月6日に中央最低賃金審議会が提示した答申を踏まえて、各地方最低賃金審議会において調査・審議が行われ、同年9月9日までに、すべての地方最低賃金審議会が答申がありましたので、別紙のとおり、取りまとめた結果を公表します。

答申された最低賃金額は、今後、都道府県労働局において、関係労使からの異議申出に関する手続を経て、正式に決定されます。

(参考) 地域別最低賃金とは

労使の代表者や有識者らで構成する中央最低賃金審議会が提示する都道府県ごとの最低賃金の引上げ額の目安を参考に、関係労使の意見や各地域の賃金実態調査結果、現在の最低賃金を取り巻く状況等を踏まえて、各地方最低賃金審議会が調査・審議を行い、最低賃金時間額を答申するものです。

【平成22年度地域別最低賃金のポイント】

- ・ 全国の加重平均額は730円（昨年度713円）。
- ・ 引上げ額は時間額10円から30円で、現在の仕組みとなった平成14年度以降、最大の全国加重平均17円の引上げ。
- ・ 最低賃金額の分布は642円（鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島及び沖縄県の8県）から821円（東京都）。
- ・ 最低賃金が生活保護水準を下回る額（以下「差額」という。）がある12都道府県（北海道、青森、宮城、秋田、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島）のうち、北海道、宮城、東京、神奈川、広島を除く7府県は差額を解消。

平成22年度地域別最低賃金時間額答申状況

都道府県名	答申最低賃金時間額 【円】	引上げ額 【円】	発効予定年月日
北海道	691 (678)	13	平成22年10月15日 ※
青森	645 (633)	12	平成22年10月28日
岩手	644 (631)	13	平成22年10月30日
宮城	674 (662)	12	平成22年10月24日
秋田	645 (632)	13	平成22年10月31日
山形	645 (631)	14	平成22年10月29日
福島	657 (644)	13	平成22年10月22日
茨城	690 (678)	12	平成22年10月16日 ※
栃木	697 (685)	12	平成22年10月7日 ※
群馬	688 (676)	12	平成22年10月9日 ※
埼玉	750 (735)	15	平成22年10月16日 ※
千葉	744 (728)	16	平成22年10月24日
東京	821 (791)	30	平成22年10月24日
神奈川	818 (789)	29	平成22年10月21日 ※
新潟	681 (669)	12	平成22年10月21日 ※
富山	691 (679)	12	平成22年10月24日
石川	686 (674)	12	平成22年10月29日
福井	683 (671)	12	平成22年10月21日
山梨	689 (677)	12	平成22年10月17日 ※
長野	693 (681)	12	平成22年10月29日
岐阜	706 (696)	10	平成22年10月17日 ※
静岡	725 (713)	12	平成22年10月14日 ※
愛知	745 (732)	13	平成22年10月22日
三重	714 (702)	12	平成22年10月16日
滋賀	706 (693)	13	平成22年10月21日 ※
京都	749 (729)	20	平成22年10月17日 ※
大阪	779 (762)	17	平成22年10月15日 ※
兵庫	734 (721)	13	平成22年10月17日 ※
奈良	691 (679)	12	平成22年10月24日
和歌山	684 (674)	10	平成22年10月29日
鳥取	642 (630)	12	平成22年10月30日
島根	642 (630)	12	平成22年10月24日
岡山	683 (670)	13	平成22年11月5日
広島	704 (692)	12	平成22年10月28日
山口	681 (669)	12	平成22年10月29日
徳島	645 (633)	12	平成22年10月16日 ※
香川	664 (652)	12	平成22年10月16日
愛媛	644 (632)	12	平成22年10月27日
高知	642 (631)	11	平成22年10月27日
福岡	692 (680)	12	平成22年10月22日
佐賀	642 (629)	13	平成22年10月29日
長崎	642 (629)	13	平成22年11月4日
熊本	643 (630)	13	平成22年11月5日
大分	643 (631)	12	平成22年10月24日
宮崎	642 (629)	13	平成22年11月4日
鹿児島	642 (630)	12	平成22年10月28日
沖縄	642 (629)	13	平成22年11月5日
全国加重平均額	730 (713)	17	

注1 括弧書きは、平成21年度地域別最低賃金額

注2 「発効予定年月日」欄の日付は異議申出に係る審議がない場合の最短のもの（ただし※は当該審議終了のもの）。

地域別最低賃金の改正審議の流れ

